

高知くらしの護身術

70

住宅用火災警報器

悪質な訪問販売の恐れ

(2007年10月9日掲載原稿)

平成16年に消防法が改正され、「住宅用火災警報器等」の設置が義務付けられました。これに伴い新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年の5月末までに設置することとなっています。

住宅用火災警報器とは、煙や熱を感知してブザーなどで知らせる機械のことで、この設置を義務付けることにより、住宅火災を未然に防ぐことを目的にした法改正です。

このような法改正があると、便乗した悪質な訪問販売業者が出てきます。「悪質な訪問販売業者」の手口とは、①役場や消防署の職員になりすましたり、公的機関から依頼を受けて販売しているふりをする。②消火器の点検をするなどと言って、うちに上がり込むが、目的は火災警報器の販売である。③「火災警報器の取付けには資格が要る」などと嘘を言う。④「今すぐ取付けないとダメ」などと言って契約を急がせる。

事前にこれらの手口を知っておき、契約被害を防いでください。

なお、訪問販売で契約してしまった場合は、契約書面を受け取ってから8日間は、クーリングオフ（無条件解約）で取消することが可能です。

火災警報器の取付けには、資格は必要ありません。近所のホームセンターや電器店で購入して自分で取付けも可能です。

火災警報器には、壁に取付けるタイプと天井に取付けるタイプがあり、電池式と屋内電源利用のタイプがあります。価格は機能により異なりますが、1台4千円から1万数千円くらいのもが多いようです。

日本消防検定協会の検査に合格したことを示す「鑑定（NS）マーク」がついているかどうかを目安にすると良いでしょう。

詳しく知りたいときは、最寄りの消防署にお問合せください。